

# デイサービスセンターいがのしろ 重要事項説明書

(令和 年 月 日)

## 1 デイサービスセンターいがのしろが提供するサービスについての相談窓口

電話 0595-22-0001 (午前8時30分~午後5時30分まで)

担当 森井 昌彦

※ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

## 2 デイサービスセンターいがのしろ概要

### (1) 送迎できる範囲

名称	デイサービスセンターいがのしろ
所在地	伊賀市山出字金坪 2220 番地 10
事業所番号	2491200271
送迎サービスを提供する対象地域*	伊賀市内

### (2) 職員体制

職	人員数
管理者	常勤1名(兼務)
生活相談員	1名以上(専従)
機能訓練指導員	1名以上(専従)
看護職員	1名以上(専従)
介護職員	1名以上(専従)

### (3) センターの設備

定員	15名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります	送迎車	3台

### (4) 営業時間

平日 午前8:30~午後5:30

※定休日は毎週日曜日、火曜日および年末12月30日~翌年1月3日までです。

### (5) サービス提供時間

午前9:20~午後4:30

## 3 提供するサービス内容

① レクリエーション

別紙計画書をご覧ください。

② 機能訓練

理学療法士等の診断指導のもと各人に応じたりハビリ訓練を行います。

③ 生活相談

第1項のとおり対応してまいります。

④ 食事

適温適時を保持し管理栄養士による献立となります。

- ⑤ 入浴 一般浴と機械浴になります。
- ⑥ 送迎 等 特車等により各人に応じた車にて送迎いたします。

#### 4 料金

##### (1) 利用料金

お支払いして頂く「利用者負担額」は、原則として負担割合証に応じた基本料金の1割又は2割又は3割の額です。

##### ① 基本額（介護保険負担割合1割の場合）

・基本単位数×10.14（地域区分）＝利用料金

	1日あたりの利用料金	介護保険適応時の 1日あたりの負担額
要介護1	¥7,635	¥764
要介護2	¥9,024	¥903
要介護3	¥10,464	¥1,047
要介護4	¥11,884	¥1,189
要介護5	¥13,303	¥1,331

##### ② 個別機能訓練加算 介護利用料金の1割（機能訓練を実施した場合）

##### ③ 入浴加算 介護利用料金の1割（入浴を実施した場合）

※上記①②③に各種加算、上乘せ割合があります。

##### ④ 昼食代 500円（おやつ代含む）

##### ⑤ その他

上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかわる費用等は自己負担となります。

##### (2) キャンセル料

お客様の都合でサービス利用を中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

①利用日の当日午前8時までに連絡があった場合	無料
②利用日の当日午前8時までに連絡がなかった場合	利用料金の10%

※ 当センターの休日にご注意ください

##### (3) 利用料金の支払い方法

月単位での請求となります。利用月翌月27日にお申し込み口座からの口座振替によるお支払いとなります。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

#### 5 サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まず、お電話でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

サービスの提供依頼を受けた後、契約を結び、地域密着型通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

##### (2) サービスの終了

##### ① 利用者様及び家族様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

##### ② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場

合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援または非該当（自立）と認定された場合

④ その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、利用者様や家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが倒産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、更に10日以内にお支払いがない場合、または利用者様や家族様などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当センターの特徴

(1) 運営方針

こころ豊かな活力に満ちた長寿社会づくりを基本理念とし、「誠意」「熱意」「創意（工夫）」の「三意」を職員の実践目標としたデイサービスセンター事業所として運営します。

- ① 利用者様の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者様及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより、利用者様が必要とする適切なサービスを提供します。
- ② 利用者様又はその家族様に対し、サービス内容及び提供方法をについて分かりやすく説明します。
- ③ 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ④ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- ⑤ 居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護サービスを提供します。

(2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
実施日は月、水から土です		火曜日、日曜日は休みです。
時間延長の実施の有無	無	
従業員への研修の実施状況	有	(1)施設内研修 必要に応じ年数回実施 (2)加入している上部団体組織が行う研修会への積極的参加
サービスマニュアルの作成	有	・随時見直し、更新を行っております。
送迎の有無	有	

(3) サービスの利用のための留意事項

- ・送迎の連絡方法 契約時に詳細打ち合わせします
- ・体調確認と体調不良の場合の対応 利用者様の通報により対応します
- ・食事の内容 予めお示ししたとおりです

- ・機能訓練の内容
  - ・レクリエーション趣味活動の内容
  - ・その他
- 理学療法士等の指示指導によります  
都度施設より週間計画を明示します

## 7 緊急時の対応

- (1) 緊急時の対応 利用者様の容態の変化等があった場合は医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、速やかに家族様に連絡します。
- (2) 事故発生時の対応 利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族に連絡を行うとともに、必要な措置を執り行います。  
利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8 サービス内容に関する苦情相談窓口

- ・提供したサービスに関する利用者様からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。  
利用者様、家族様からの苦情に対して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。苦情解決の責任主体を明確にするため、苦情解決責任者を置き、責任者は苦情解決の仕組み等について利用者様に周知すると共に、苦情を速やかに解決するよう努めるものとします。

【苦情解決責任者】 施設長 岡森 久剛

- ・苦情の申し出をしやすい環境を整えるため苦情受付担当者を置き、担当者を次の通り定めています。

【苦情受付担当者】生活相談員 森井 昌彦 電話0595-22-0001

- ・苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員会を設置し公平性、中立性を確保できる者の中から、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、委員を下記のとおり定めています。

社会福祉法人敬親会 評議員 中井 純子

社会福祉法人敬親会 評議員 山本 博

その他、当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

伊賀市 健康福祉部 介護高齢福祉課 0595-26-3939

受付時間：8時30分～17時15分（土、日、祝日休み）

三重県国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課 介護障害福祉係  
059-222-4165

三重県福祉サービス運営適正化委員会 059-224-8111

受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日休み）

## 9 虐待防止について

利用者様の人権の擁護、高齢者虐待の防止のために「高齢者虐待の防止、高齢者の養介護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）を遵守します。虐待防止の為に、次の通りとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。（施設長 岡森 久剛）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について当

センター職員に周知徹底を図っています。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決の体制を整備しています。
- (7) 当センター職員に対して、高齢者虐待を防止するための研修会を定期的に行います。

## 1 0 身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 1 1 ハラスメントについて

- (1) 利用者様、家族様より職員に対する暴言・暴力及びハラスメント行為の発生等によりケアを適切に提供できない状況になった場合には、各種サービスの利用停止等、当センターのハラスメント対応指針に基づき必要な措置を講じます。
- (2) 利用者様、家族様、当センターの相互に信頼関係を築き、皆様に気持ち良くサービスを利用して頂く為にご理解、ご協力をお願い致します。

## 1 2 災害対策・感染症対策の強化・実施について

- (1) 委員会を法人内に設置し、定期的な委員会や研修の開催を行い、感染症発生予防に努め安心したサービス供給を行います。また、定期的な防災訓練などの実施、参加を行い、有事の際に備えています。
- (2) 非常災害や感染症発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (3) 当センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 3 当センターの概要

名称 法人種別 社会福祉法人敬親会

代表者役職 氏名	理事長 杉本 安司
本部所在地・電話番号	伊賀市山出字金坪 2220 番地 10 0595-22-0001
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホーム さわやか園 2 老人デイサービス事業 いがのしろ 3 老人介護支援センター いがのしろ 4 老人ショートステイ事業 5 居宅介護支援事業所 6 その他これに付随する業務
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 1ヶ所 短期入所生活介護 1ヶ所 地域密着型通所介護 1ヶ所 居宅介護支援事業者 1ヶ所

地域密着型通所介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者		
住 所	伊賀市山出字金坪 2220 番地 10	
名 称	デイサービスセンター いがのしろ	
説明者	所属	
	氏名	印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け内容に同意します。

利用者様	住 所	
	氏 名	印

身元引受人様	住 所	
	氏 名	印

代理人様	住 所	
	氏 名	印